

TSR ポイント利用約款

2025年5月1日改定

第1章 総則

第1条（用語の定義）

本約款で使用する用語の定義は、本約款の各条項で定めるほか、次に掲げるとおりとします。

- (1) 本約款
この TSR ポイント利用約款をいい、別記及び料金表を含みます。
- (2) 購入契約
TSR ポイントの購入及び利用に関する契約をいいます。
- (3) 当社
株式会社東京商工リサーチをいいます。
- (4) 利用者
当社との間で購入契約が成立した者をいいます。
- (5) 本商品
別記「対象商品一覧」に記載された商品をいいます。
- (6) 本サービス
本商品を取得し又は本商品のサービスの提供を受ける（以下「取得等する」といいます）ための決済手段として利用を認める TSR ポイントに関するサービスをいいます。
- (7) tsr-van2
当社が運営するウェブサイトで企業に関する情報等を提供するサービスをいいます。
- (8) 当社のウェブサイト
<https://www.tsr-net.co.jp/>及びその下位のディレクトリ並びにその後継となる他のドメインのウェブサイトをいいます。
- (9) 料金表
TSR ポイントの料金及び本商品を取得等するために必要なポイント数等を定めた書面又は電磁的記録をいいます。

第2条（適用範囲）

- 1 本約款は、当社が発行する TSR ポイントの購入及び利用について必要な事項を定めるものです。購入契約は、本約款の定めにより、その内容が規律されるものとします。
- 2 本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 3 当社は、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。

第3条（約款の変更）

- 1 当社は、本約款を変更することができるものとします。本約款を変更する場合は、本約

款を変更する旨、変更後の約款の内容及び変更後の約款の効力発生時期を当社のウェブサイトにて利用者が知り得る状態に置くか又は利用者に通知します。

- 2 前項の規定により本約款を変更した場合は、購入契約の成立時期にかかわらず（変更後の約款の効力発生時期の前に成立した購入契約を含みます）、最新版の約款を適用するものとします。
- 3 利用者が変更後の約款の効力発生時期以降に TSR ポイントを利用した場合、当社は、利用者が変更後の約款に同意したものとみなすことができるものとします。

第4条（商取引）

- 1 当社は、事業者に対して TSR ポイントを発行するものとし、事業者ではない者は TSR ポイントを利用することはできません。
- 2 TSR ポイントは、利用者にとって商行為となる取引においてのみ利用されるものであり、利用者は、TSR ポイントを事業の用途に供する目的以外で利用することはできません。

第2章 本サービスに関する事項

第1節 本サービスの利用申込みと TSR ポイントの購入

第5条（申込み）

購入契約の申込みは、当社所定の方法によるものとします。

第6条（審査）

- 1 当社は、購入契約の申込みがあった場合には、当該申込みを審査することができるものとします。なお、当社は、当該申込みをした者に対し、審査基準を開示する義務を負いません。
- 2 当社は、審査の結果、購入契約の申込みを承諾しないことができるものとします。承諾しない場合は、その旨を、申込みをした者に対して通知しますが、理由を開示する義務を負いません。

第7条（購入契約の成立）

- 1 購入契約は、第5条の申込みをした者に対し、当社が、書面により承諾の意思表示をしたとき又は第5条の申込みをした者に対して TSR ポイントを付与する旨を通知したときのいずれか早い時点で成立します。
- 2 前項の規定にかかわらず、tsr-van2 上で購入契約の申込みをした場合には、tsr-van2 上で TSR ポイントの付与が表示された時点で、当社は、購入契約を締結する意思表示をしたものとみなします。
- 3 前2項の場合、購入契約の成立時点で、当社は、利用者が本サービスを利用することを承諾したものとみなします。

第8条（TSR ポイント購入代金）

- 1 利用者は、当社に対し、料金表に記載又は記録された TSR ポイントの料金を支払うものとします。
- 2 TSR ポイントの料金には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）を含み

ません。利用者は、当社に対し、消費税等相当額を加算して支払うものとします。

- 3 当社は、料金表を、当社のウェブサイトを利用者（TSR ポイントを購入しようとする者を含みます。以下、本条において同じ）が知り得る状態に置き又は利用者から請求があった場合に遅滞なく交付又は提供（ただし、既に交付又は提供済みであるときは除きます）します。

第 9 条（請求）

- 1 当社は、利用者に対し、TSR_WEB 帳票サービスにより TSR ポイントの購入代金を請求します。請求の時期は、購入契約の成立後とします。なお、TSR_WEB 帳票サービスの利用には別途の申込みが必要です。
- 2 利用者は、購入契約の締結後、速やかに TSR_WEB 帳票サービスの申込みをするものとします。ただし、購入契約の締結の時点で既に TSR_WEB 帳票サービスの申込みが完了している場合は除きます。
- 3 利用者が TSR_WEB 帳票サービスの利用を開始していない場合、当社は、TSR ポイントの発行を留保することができるものとします。これにより利用者に損害が生じても、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。
- 4 前各項の規定は、当社及び利用者の中で、紙請求書により利用料金の請求をすることについて合意がある場合には適用しません。
- 5 紙請求書を発行する場合、当社は、利用者に対し、当社の定めるところにより手数料を請求することができるものとします。

第 10 条（支払方法及び支払期限）

- 1 TSR ポイント購入代金の支払方法は、当社が別途指定する銀行口座への振込みとします。なお、振込手数料は、利用者が負担するものとします。
- 2 TSR ポイント購入代金の支払期限は、TSR_WEB 帳票サービスの利用条件である「TSR_WEB 帳票サービス利用規約」において電子請求書が利用者に到達したとみなされる日（ただし、紙請求書を発行する場合は利用者の紙請求書の受領日）の翌月末日とします。ただし、支払期限の日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の営業日までに支払うものとします。

第 2 節 TSR ポイントに関する事項

第 11 条（利用者の範囲）

TSR ポイントを利用することができる者の範囲は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 利用者に法人番号がある場合

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項で定義されるものをいいます。以下同じ）によって識別される法人又は団体の範囲内で利用することができます。

- (2) 利用者が法人番号のない団体の場合

利用者が民法上の組合など法人番号がない団体の場合における TSR ポイントを利用することができる者の範囲は、法人番号がある場合に準じます。なお、利用者は、その範囲に疑義があるときは、当社に確認するものとし、また、当

社の指示に従うものとします。

(3) 利用者が個人の場合

利用者本人に限り利用することができます。

第 12 条 (TSR ポイントの有効期間等)

- 1 利用者は、当社と利用者間で合意した TSR ポイントの利用開始日から 1 年間、TSR ポイントを利用することができます。
- 2 有効期間満了日の終了時点で残存している TSR ポイント（以下「残存 TSR ポイント」といいます）は失効します。
- 3 利用者は、残存 TSR ポイントの失効について TSR ポイントの購入代金の減免、返金又は損害賠償等を求めることはできません。

第 13 条 (TSR ポイントの利用)

- 1 利用者は、購入した TSR ポイントに対応する、本商品を取得等するために必要となる TSR ポイントを利用することで本商品を取得等することができます。なお、利用者が TSR ポイントを保有している場合、利用者は本商品を、TSR ポイントを利用して取得等するものとします。
- 2 利用者の TSR ポイントは、以下の時点で利用されたものとして消滅します。
 - (1) 利用者が、当社に対して、本商品のうち対応する商品に関する当社所定の申込書を提出する方法により当該本商品を取得等する場合は、当社との間で本商品を取得等する契約が成立した時点
 - (2) 利用者が、tsr-van2 上で、本商品のうち各種 TSR REPORT、BSS マーケティングレポートを取得する場合は、ディスプレイ上に表示される課金確認のボタンをクリックした時点
 - (3) 利用者が、tsr-van2 上で、本商品のうちモニタリングサービスの登録を行う場合は、登録の時点、並びに、登録後は毎月第一営業日及び最終営業日
 - (4) 利用者が、tsr-van2 上で、本商品のうち各種 D&B レポートを取得する場合は、次に記載のとおり。
 - ① 調査依頼の場合は、本商品の取得時
 - ② コピーの場合は、ディスプレイ上に表示される取得確認のボタンをクリックした日から 2 営業日後
- 3 利用者が TSR ポイントを保有している場合に、本商品を取得等するために調査付帯料金が発生する場合には、利用者は、購入契約の申込みの時点で調査付帯料金の支払について TSR ポイントを利用するか否かを決定するものとします。
- 4 前項の調査付帯料金の支払については、以下のとおりとします。
 - (1) 利用者が、調査付帯料金の支払につき TSR ポイントを利用することを選択した場合には、下記の計算式により必要となる TSR ポイントを算出するものとします。なお、調査付帯料金に関する TSR ポイントは、当社が、調査付帯料金が確定したと判断した時点で利用されたものとみなします。
$$\text{調査付帯料金の合計} \div (\text{TSR ポイントの購入金額 (税抜)} \div \text{発行された TSR ポイント}) \text{ (小数点以下切り捨て)}$$
 - (2) 利用者が、調査付帯料金の支払を現金で行うことを選択した場合には、第 8 条を準用し、調査付帯料金の支払を行うものとします。

- 5 本商品を取得等するために必要となる TSR ポイント数は、利用者が TSR ポイントを購入した時期を問わず、TSR ポイント利用時の料金表を適用します。
- 6 当社は、利用者から本商品の申込みがなされた場合、その契約の成立又は不成立が確定するまでの間、当該本商品の取得等に必要となる TSR ポイントを仮押さえすることができるものとします。利用者は、当社に仮押さえされている TSR ポイントを利用することができません。

第 14 条 (TSR ポイント不足時の対応等)

- 1 利用者は、本商品を取得等するため、又は、調査付帯料金の支払のために必要な TSR ポイントが不足する場合、新たに TSR ポイントを購入し、不足する TSR ポイントに充当することができます。なお、この場合、TSR ポイントは有効期間が先に終了を迎えるものから順に利用されます。
- 2 前項に従って本商品を取得等する場合であって、新たに締結した購入契約（以下、「新たな購入契約」といいます）により購入する TSR ポイント数と、従前の購入契約（以下、「従前の購入契約」といいます）により購入した TSR ポイント数が異なる場合には、下記の計算式により、利用者が本商品を取得等するのに必要な TSR ポイントの調整を行います。なお、下記計算式により調整した結果、充当する TSR ポイントに小数点以下の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとします。

計算式：

$$(A) = (B) - \text{引当済みポイント} \times (B) / (C)$$

計算式の説明：

充当する TSR ポイント = (A)

新たな購入契約における本商品の提供を受けるために必要な TSR ポイント = (B)

従前の購入契約における本商品の提供を受けるために必要な TSR ポイント = (C)

従前の購入契約における TSR ポイント残高 = 引当済みポイント

- 3 利用者は、本商品を取得等するため、又は、調査付帯料金の支払のために必要な TSR ポイントが不足する場合であって、新たに TSR ポイントを購入しない場合には、当社の指示に従い不足分を現金で支払うものとします。
- 4 当社は、TSR ポイントを利用する時点で TSR ポイントが不足することが明らかになった場合には、新たな購入契約が締結されるまで又は不足分が現金で支払われるまで、本商品の提供をしないことができます。

第 15 条 (TSR ポイントの利用取消等)

- 1 当社は、理由の如何を問わず、利用者による TSR ポイントの利用の撤回又は取消等を認めません。
- 2 利用者が、tsr-van2 上で TSR ポイントを利用する場合には、tsr-van2 の ID 及びパスワードによりなされた TSR ポイントの利用については、理由の如何を問わず利用者によりなされたものとみなします。

第 16 条 (TSR ポイントの残高確認)

- 1 当社は、利用者の依頼に基づき、利用者の保有する TSR ポイントの残高を証する書面を発行します。
- 2 当社が、利用者に対して、tsr-van2 上で TSR ポイントを利用することを認める場合で

あっても、利用者の保有する TSR ポイントの残高を証するものは、前項に従い当社が発行する書面に限るものとします。なお、tsr-van2 上に表示される TSR ポイントの残高と実際に利用者が保有する TSR ポイントの残高との間に齟齬がある場合であっても、当社は責任を負いません。

第 3 節 その他一般事項

第 17 条（本サービスの一時利用停止）

- 1 当社は、天災地変、火災、停電、通信網の遮断、戦争、内乱、騒乱、暴動、労働争議、核燃料物質による事故、伝染病の蔓延、法令の制定改廃、その他の不可抗力により、本サービスの提供が困難であると当社が判断したときは、本サービスの利用開始日の延期、利用条件の変更、利用の中断、利用の中止をすることができます。
- 2 前項により利用者に損害が生じても、当社は一切責任を負いません。

第 18 条（本サービスの一時的な中断）

- 1 当社は、本サービスで用いるコンピュータの保守作業等のため、定期的又は緊急に本サービスの一時的な中断をすることがあります。
- 2 利用者は、前項による本サービスの一時的な中断を理由として、TSR ポイントの有効期間の延長、TSR ポイント購入代金の減免、返金又は損害賠償等を求めることはできません。

第 19 条（本サービスの終了）

- 1 当社は、利用者に通知することにより、本サービスを終了することができるものとします。
- 2 当社は、当社の都合により本サービスを終了する場合に、本サービスが終了する時点で利用者が保有している TSR ポイントについて、TSR ポイントの購入金額（税抜）を、発行された TSR ポイントで除した金額（小数点以下は切り捨てるものとします）を 1 ポイント当たりの金額として精算し、利用者に速やかに返金するものとします。
- 3 当社は、本サービスの終了により利用者に損害が生じても、一切責任を負いません。

第 20 条（本サービスの中止）

- 1 当社は、利用者が次の各号の一に該当したときは、事前に何ら通知催告することなく、直ちに本サービスの提供を中止することができるものとします。
 - (1) 支払の停止（1 回のみの手形又は小切手の不渡りを含みます）があったとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立て又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (3) 支払猶予の申出（購入契約及び本約款に基づく支払に限りません）、債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備、その他支払が困難と認められる事由が生じたとき。
 - (4) 監督官庁から営業停止処分、営業許可の取消処分等を受けたとき。
 - (5) 事業を停止し、相当な期間内の再開が見込めないとき。
 - (6) 合併によらないで解散の決議をしたとき。
 - (7) 本約款に違反したとき、又はそのおそれがあるときで相当の期間を設けて改善

を求めても是正されないとき。ただし、本約款に違反するおそれがある事実が客観的に認められ、相当期間中の改善が見込めない場合を含むものとします。

(8) 当社若しくは当社の関係者の名誉、信用を失墜させたとき、又は当社若しくは当社の関係者に重大な損害若しくは危害をおよぼしたとき。

(9) その他前各号に準ずるような本サービスの提供を継続し難い重大な事由が生じたとき。

- 2 当社は、前項の規定に基づき本サービスを中止したことにより利用者に損害が生じても、その損害の賠償責任を負いません。また、TSR ポイント購入代金の返金はしません。
- 3 第1項に基づく本サービスの中止は、当社による、利用者に対する、当該本サービスの中止に起因した損害の賠償責任を制限しません。

第21条（期限の利益の喪失）

利用者は、前条第1項各号のいずれかに該当したときは、本サービスが中止されるか否かにかかわらず、当社に対する全ての金銭債務について期限の利益を喪失し、直ちに支払わなければならないものとします。

第22条（損害賠償）

当社が、本サービスに関して利用者に対して損害賠償責任を負う場合、当社は、当該損害に関わる購入契約に基づき利用者が支払済みの TSR ポイント購入代金を上限として、その責任を負います。

第23条（変更の届出）

- 1 利用者は、TSR ポイントを保有する間に申込書に記載した名称又は氏名、住所、電話番号等の事項に変更が生じた場合、その他当社の求めにより届け出た事項に変更が生じた場合には、当社に対し、速やかに当社の定める方法で変更の届出を行うものとします。
- 2 前項の届出がなかったことにより利用者に損害が生じても、当社は一切責任を負いません。

第24条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社又は利用者は、自己又はその役員、顧問・相談役・執行役員等の役員に類する者若しくは経営を実質的に支配する者（以下「役員等」といいます）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに類する者（以下「反社会的勢力」といいます）でないことを、相手方に対して表明し、確約するものとします。
- 2 当社又は利用者は、自己又はその役員等が反社会的勢力を利用したり資金を提供又は便宜を供与したりするなど、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係又はその他の密接な関係を有しないことを、相手方に対して表明し、確約するものとします。
- 3 当社又は利用者は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為をしないことを、相手方に対して確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- (4) 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に類する行為
- 4 当社又は利用者は、自己の使用人及び取引先が反社会的勢力でないことを確認するように努めるものとし、万が一、反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに契約解除等の適切な措置を講じることを、相手方に対して確約するものとします。

第 25 条（分離可能性）

- 1 本約款のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本約款の残りの部分は、引続き有効かつ執行力を有します。当社及び利用者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本約款に拘束されることに同意します。
- 2 本約款のいずれかの条項又はその一部が、特定の利用者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の利用者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第 26 条（権利義務の譲渡）

- 1 利用者は、本サービスに関して利用者が生じる権利義務（購入契約上の地位及びこれに基づく権利義務を含みますがこれらに限りません）を、当社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供する等してはなりません。
- 2 当社は、本サービスに関わる事業を譲渡する場合には、利用者へ通知することにより、本サービスに関して生じる権利義務（購入契約上の地位及びこれに基づく権利義務を含みますがこれらに限りません）を、譲受会社に譲渡することができるものとし、利用者は、これを異議なく承諾するものとします。

第 27 条（準拠法）

本約款は日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈されます。

第 28 条（合意管轄）

本サービスに関連して利用者と当社との間で紛争が生じた場合には、利用者が第 5 条に従って申込みをした（ただし、tsr-van2 上で申込みをした場合は、tsr-van2 の申込みをした）当社の本社、支社又は支店の所在地を管轄する高等裁判所所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

(別記)

対象商品一覧

- 1 調査レポート
 - (1) TSR REPORT (T-WATCH により提供するものを含む)
 - (2) ミドルレポート

- (3) TSR 与信限度額レポート
- (4) D&B レポート
 - ① ダンレポート
 - ② コンプリヘンシブレポート
- (5) D&B のその他のレポート
 - ① カントリーリスクレポート
 - ② ヨーロッパコンパクトレポート
 - ③ 中国コンパクトレポート
 - ④ カントリーレポート

2 市場動向・調査レポート

- (1) マーケティングレポート

3 その他

- (1) モニタリング

以上